

JIS

物体色の色名

JIS Z 8102 : 2001

(CSAJ/JSA)

(2006 確認)

平成 13 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本色彩学会 (CSAJ)/財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和32.10.30 改正：平成13.3.20

官 報 公 示：平成13.3.21

原 案 作 成 者：日本色彩学会 (〒161-0033 東京都新宿区下落合3丁目17-42 TEL 03-3565-7716)

財団法人日本規格協会 (〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 基本部会 (部会長 今井 秀孝)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局 標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

物体色の色名

Z 8102 : 2001

Names of non-luminous object colours

1. **適用範囲** この規格は、鋳工業製品の物体色の色名のうち、特に表面色の色名 (以下、色名という。) について規定する。透過色の色名については、ここに規定する色名を準用してもよい。
2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。
 - JIS Z 8105 色に関する用語
 - JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示
3. **定義** この規格で用いる主な用語の定義は、JIS Z 8105によるほか、次による。
 - a) **系統色名** 物体色を系統的に分類して表現できるようにした色名。
 - b) **慣用色名** 慣用的な呼び方で表した色名。
4. **色名の区分** 色名は、次のように区別する。
 - 4.1 **系統色名**
 - a) 有彩色の系統色名
 - b) 無彩色の系統色名
 - 4.2 **慣用色名**
5. **系統色名** 系統色名は、6.に示す基本色名に、7.に示す修飾語を付けたものとする。
6. **基本色名**
 - 6.1 **有彩色の基本色名** 有彩色の基本色名は、表1に示すものを用いる。